

# 必要な人に届いていますか？ — 「特別障害者手当」

「特別障害者手当」とは、精神または身体に重い障がいがあり、日常生活に常時、特別な介護を必要とする 20 歳以上（年齢上限はなし）の自宅療養中の方を対象に、月 2 万 7 千円が支給される国の制度です。

この「自宅療養」には、グループホーム等も含まれ、精神の障害には認知症も含まれます。ただし、3 ヶ月以上入院した場合、受給資格が失われます。

詳しくは、県の HP をご確認ください。 <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/1961.html>

## 政令で定める基準一覧

(1) 次の表の各号に重複する(2つ以上)障がいを有する方

	障害の状態
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの(矯正視力)</li> <li>視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの(矯正視力)</li> <li>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li> <li>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ul> <p>※令和4年4月1日に認定基準及び診断書が改正されました。</p>
2	両耳の聴力レベルが100Db以上のもの
3	両上肢の機能に目立つ障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢の指の機能のすべてに目立つ障がいを有するもの
4	両下肢の機能に目立つ障がいを有するもの又は両下肢を足関節で欠くもの
5	体幹の機能の障がいに座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 肢体不自由・知的障がい・精神障がい・内部障がい及びこれと同程度の疾病を有し、(1)の表に該当する障がいがあり、かつ日常生活活動に目立つ支障をきたしている方

## 特別障害者手当における施設入所の取扱

手当を受けることができる施設	手当を受けられない施設
宿泊型自立訓練施設	障害者支援施設(生活介護に限る)
共同生活援助(グループホーム)	病院又は診療所(3か月以上) (介護療養型医療施設や介護老人保健施設を含む。)
小規模多機能型居宅介護事業所	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院又は障害者支援施設
特定施設入居者生活介護施設 (地域密着型含む) (例)有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
サービス付き高齢者住宅	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	国立保養所
自動車事故対策機構療養センター	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
婦人保護施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム